

建設工事等における電子契約について

<西尾市 令和8年1月版>

- ・ 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は書面の契約書による契約手続きを選択できます。

- ・ 電子契約の詳細については、下記の西尾市 WEB ページをご確認ください。

<http://220.110.168.67/web/nishio/index.cfm/7,13534,82,387.html>

- ・ 電子契約の希望の有無については、『契約締結方法申出書』にご記入のうえ、次のとおり提出してください。

<一般競争入札及び指名競争入札>

申出書の様式は CALS/EC の案件ごとに内訳書と同一ファイル別シートに添付されます。必要事項を記入し、内訳書と同一ファイル別シートの状態で入札時に添付してください。

<随意契約>

CALS/EC の案件ごとに契約締結方法申出書の様式が添付されています。

入札（見積）書提出時にメールで財政課契約担当へ提出して下さい。

財政課契約担当アドレス：keiyaku@city.nishio.lg.jp

※ファイル名、メール件名を<案件番号><会社名>契約締結方法申出書として下さい。

電子契約導入のご案内

電子契約とは



書面の代わりに電子データ（PDF形式）で、契約を締結する仕組み。**オンラインで完結**し、場所や時間を問わず、よりスピーディーかつ安全に契約締結が可能です。

無料で利用することができます。



電子契約のメリット

- ・業務効率化 契約書の受け取りや持参による移動がなくなる
- ・コスト削減 収入印紙が不要となるため、収入印紙代の削減
- ・どこでも契約 時間や場所に関係なく契約締結が可能

利用方法

契約締結方法申出書に必要事項を記載して入札時に添付

対象とする契約

令和8年1月以降に公告又は指名通知を行う案件

工事・コンサルタント業務

電子入札で落札者を決定する案件

その他

契約書に電子契約書の取扱いに関する特約書を添付するため特約に同意いただく必要があります

電子契約に関する詳細は西尾市ホームページをご覧ください

<https://www.city.nishio.aichi.jp/sangyo/nyusatsu/1001492/1011217.html>

様式第2号（第13条関係）

電子契約書の取扱いに関する特約書

（総則）

第1条 この特約は、この特約書が添付される電子契約と一体をなす。

（定義）

第2条 この特約における用語の意義は、西尾市電子契約実施要領第2条各号に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 発注者 この契約の発注者である西尾市をいう。
- (2) 受注者 発注者との契約を締結する相手方をいう。
- (3) この契約 この特約及び電子契約が一体となった全体をいう。

（契約書の取扱い）

第3条 契約書の取扱いについては、この契約における他の規定にかかわらず、次に掲げるところによる。

- (1) 契約書は、電磁的記録により作成するものとし、発注者及び受注者の電子署名により成立を証するものとする。
- (2) 前号により作成された契約書については、電子契約サービス提供事業者が発注者及び受注者の指示を受けて、電子契約サービスのクラウド上において発注者及び受注者双方が保有するものとする。

（契約の効力）

第4条 この契約が契約期間の開始日（以下「開始日」という。）までに締結されない場合において、発注者及び受注者双方の合意に基づき、開始日から契約の締結までの間になされた契約に定める行為に相当する行為は、この契約に基づいてなされたものとみなす。